

(参 考)

神戸市重度障害者医療費の助成に関する条例施行規則 めきがき

(現 行)

(障害の程度)

第3条 略

(____は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

(判定額の算定方法)

第3条の2 条例第2条第4号に規定する所得の状況に係る額（以下「判定額」という。）は、同号に規定する判定対象者（以下「判定対象者」という。）について、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の給付を受けた月の属する年度（医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、当該給付を受けた月の属する年度の前年度。以下「医療保険各法給付年度」という。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税として賦課された同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額に相当する額とする。

2 前項の場合において、判定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、判定額の算定に係る別表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 医療保険各法給付年度の初日の属する年の1月1日現在における住所が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内である場合

(2) 医療保険各法給付年度の初日の属する年の

1月1日現在における住所が指定都市以外の市町村の区域内にある場合であって、当該判定対象者の医療保険各法給付年度の初日の属する年の1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となった場合

3 前2項の規定により算定された額について、地方税法第314条の7第1項及び第2項、同法附則第5条の4の2第6項並びに同法附則第7条の2第4項の規定により控除されるべき金額があるときは、当該金額を前項の規定に基づき算定された額に加算した額を判定額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、判定対象者に扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）がある場合の判定額は、前3項の規定に基づき算定された額から次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を判定額とする。

(1) 扶養親族のうち、年齢が16歳未満の者 1人につき19,800円

(2) 扶養親族のうち、年齢が16歳以上19歳未満の者 1人につき7,200円

5 前項に規定する扶養親族があるかどうかの判定（前項各号に掲げる扶養親族の区分に係る年齢の判定を含む。）は、前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下この項において同じ。）の12月31日（前年の中途においてその者が死亡した場合においては、その死亡の時）の現況によるものとする。

（助成の範囲の特例）

第5条 条例第3条第8項に規定するその他特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合と

し、当該各号に定める条例第3条第1項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）を免除する。

(1) 対象者の生計を主として維持する者（次号イ及びウ並びに第3号において「主たる生計維持者」という。）の失業等により、その者の失業等の事実が発生した日以後1年間の推計合計所得（次に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）の12分の1の額が、基準生活費（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第1章1(1)ア(7)の規定（同章1(1)ア(7)第2類の表のうち地区別冬季加算額に係る部分を除く。）及び同章1(2)アの規定（12月の基準生活費の額につき同章1(2)アの期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする旨を定める部分を除く。）により算定される基準生活費をいう。以下同じ。）の月額に10分の11を乗じた額の1.35倍以下に減少し、かつ、対象者の属する世帯の生計が著しく困窮していると認められる場合すべての一部負担金

ア 当該失業等の事実が発生した日から起算して1月間の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額に12を乗じて得た額

イ 略

(2)～(5) 略

2～5 略

（助成方法の特例）

第12条 条例第5条第2項に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1), (2) 略

(3) 資格者が高齢者の医療の確保に関する法律
(昭和57年法律第80号)の規定により療養の
 給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは
 特別療養費の支給をされたとき。

(4), (5) 略

2, 3 略

別表 (第3条の2関係)

			地方税 法第314 条の3 第1項	100分の6 (所得割の 納税義務者が地方自治 法第252条の19第1項 の市 (第314条の6及 び第314条の7におい て「指定都市」とい う。)の区域内に住所 を有する場合には、 100分の8)の標準税 率によつて定める率	当該地 方団体 の条例 により 定める 率から 100分の 2を減 じた率
			地方税 法第314 条の6 第1号 及び第 2号	100分の3 (当該納税 義務者が指定都市の区 域内に住所を有する場 合には、100分の4)	100分の 3
			地方税 法第314 条の7 第1項	100分の6 (当該納税 義務者が指定都市の区 域内に住所を有する場 合には、100分の8)	100分の 6
			地方税 法第314 条の7 第2項	5分の3 (当該納税 義務者が指定都市の区 域内に住所を有する場 合には、5分の4)	5分の 3
			地方税 法附則	100分の1.6 (当該納税 義務者が指定都市の区	100分の 1.6

第 5 条 第 3 項 第 1 号	域内に住所を有する場合は、100分の2.24)	
	100分の0.8（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1.12)	100分の0.8
地方税 法附則 第 5 条 第 3 項 第 2 号	100分の0.8（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1.12)	100分の0.8
	100分の0.4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の0.56)	100分の0.4
地方税 法附則 第 5 条 第 3 項 第 3 号	100分の0.4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の0.56)	100分の0.4
	100分の0.2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の0.28)	100分の0.2
地方税 法附則 第 5 条 の 4 の 2 第 6	5分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の4)	5分の3
	100分の3（当該納税	100分の

—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—

項	義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)	3
	5万8,500円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、7万8,000円）	5万8,500円
地方税法附則第5条の5第2項	5分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、5分の4）	5分の3
地方税法附則第6条第5項第1号	100分の0.9（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.2）	100分の0.9
地方税法附則第33条の2第5項	100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）	100分の3
地方税法附則第33条の3第5項第1号	100分の7.2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の9.6）	100分の7.2
地方税法附則第34条第4項	100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）	100分の3

			地方税法附則第34条の2第4項第1号	100分の2.4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2）	100分の2.4
			地方税法附則第34条の2第4項第2号イ	48万円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、64万円）	48万円
			地方税法附則第34条の2第4項第2号ロ	100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）	100分の3
			地方税法附則第34条の3第3項第1号	100分の2.4（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2）	100分の2.4
			地方税法附則第34条の3第3項第2号イ	144万円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、192万円）	144万円
			地方税法附則第34条	100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場	100分の3

の 3 第 3 項 第 2 号ロ	合には、100分の4)	
地方税 法附則 第 35 条 第 5 項	100分の5.4 (当該納税 義務者が指定都市の区 域内に住所を有する場 合には、100分の7.2)	100分の 5.4
地方税 法附則 第 35 条 の 2 第 5 項	100分の 3 (当該納税 義務者が指定都市の区 域内に住所を有する場 合には、100分の 4)	100分の 3
地方税 法附則 第 35 条 の 2 の 2 第 5 項	100分の 3 (当該納税 義務者が指定都市の区 域内に住所を有する場 合には、100分の 4)	100分の 3
地方税 法附則 第 35 条 の 4 第 4 項	100分の 3 (当該納税 義務者が指定都市の区 域内に住所を有する場 合には、100分の 4)	100分の 3